

はんどぶっく



この冊子は、障がいのある人にご利用いただくことができる制度やサービスについてまとめたものです。ぜひご活用ください。

～目次～

1. 手続き・相談について	2ページ
2. 手帳について	4ページ
3. 手当について	6ページ
4. 医療費助成について	10ページ
5. 補装具・日常生活用具等について	12ページ
6. 福祉サービスについて	14ページ
7. その他のサービスについて	18ページ
8. 障がいのある人の権利擁護について	21ページ
9. 障がい者支援協議会について	22ページ
索引・問合せ先一覧	23・24ページ

●本冊子では、少しでも差別や偏見をなくし、人権を尊重するという趣旨のもと、人の状態を表す際に使用する「障害」の「害」という漢字をひらがなにて表記しております。

ただし、法律、条例、制度等の名称又は略称及び団体名、機関名等固有の名称を表すもの等に関しては、そのままの表記としております。

●ユニバーサルデザインの考えに基づいて、見やすいデザインのフォント(字体)を使用しています。

また、より多くの人に分かりやすい配色になるよう、カラーユニバーサルデザインの考えに基づいて作成しております。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

3 すべての人に
健康と福祉を



てつづ そうだん
1. 手続き・相談について

あま市における障がい福祉に関する手続き・相談の窓口について、ご案内します。

しょう ふくし かん てつづ
① 障がい福祉に関する手続きについて

こんな時は障がい福祉課の窓口で手続きが必要です。

- 新たに障がいの認定を受けたい。
- 障がいの度合いに変化があった。
- 障がいのある人が住所を変更した。
- 障がいのある人が亡くなった。
- 補装具や日常生活用具を使用したい。
- 福祉サービスを利用したい。 …等

手続きについて分からないことがある場合は、お気軽にお問い合わせください。

〈窓口のご案内〉

あま市 福祉部 障がい福祉課

(〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 1階)

●電話:052-485-5980(直通) 052-444-1001(代表) ●Fax:052-444-1074

●窓口開所日時:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く。)

1. 手続き・相談について



そうだんまどぐち

② 相談窓口について

あま市では、障がいのある人の相談窓口として、障がい福祉課のほかに以下の相談窓口を設置しております。

いずれも相談は無料です。また、相談によって得られた個人情報は相談者への支援以外の目的で利用することはありませんので、安心してご相談ください。

※以下の相談窓口では、障がい福祉課の手続き等を受け付けることはできません。

〈あま市社会福祉協議会 障害相談支援事業所〉

障がいのある人やその家族・介助をする方等が、地域で安心して自分らしい生活ができるよう、年齢や障がい種別を問わず、ご相談をお受けしています。

例えばこんな時、お気軽にご相談ください。

- 精神不安等があり、日常生活が思うようにならない…
- 就労意欲はあるが、うまくいかず悩んでいる… ○家族に障がいがあり、将来が心配…
- 障がい者手帳は持っていないが、障がいに関して聞きたい…

その他、障がいの有無にかかわらずお気軽にご相談ください。

(面談につきましては、事前にご連絡ください。)

- 場 所:あま市花正中之割13番地1(あま市美和総合福祉センター すみれの里内)
- 電 話:052-446-0612 ●Fax:052-443-3844
- メール:soudan@ama-syakyo2010.jp
- 窓口開所日時:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く。)

〈児童発達支援センター すてっぴあいる〉

発達に不安を感じるお子さんの保護者からのご相談をお受けしています。窓口での相談のほか、電話やメール、保育園・幼稚園・認定こども園等に巡回しての相談も行います。

また、臨床心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による専門相談も行っています(それぞれの相談員につき、月1回程度)。

- 他の子と比べると発達が遅い気がする…
 - なかなか言葉が出ない… ○障がいがあると診断された…
- 等々、お子さんの発達や障がい等に関することなら、どんな悩みでもご相談ください。相談員がお話を伺い、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。

- 場 所:あま市中橋五反地9番地(児童発達支援センター すてっぴあいる)
- 電 話:070-8690-4000 ●Fax:052-414-5547
- メール:a-itaku@aruitekou.org
- 窓口開所日時:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く。)

〈愛知県青い鳥医療療育センター〉

主に乳幼児期のお子さんを対象として、そのご家族や関係機関の方々からのご相談をお受けしております。

- 場 所:名古屋市西区中小田井 5-89(愛知県青い鳥医療療育センター)
- 電 話:052-501-4079 ●Fax:052-501-4085
- 窓口開所日時:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く。)

※なお、青い鳥医療療育センターは愛知県の委託により医療的ケア児支援センターを実施しています。

医療的ケアの必要なお子さんとそのご家族が、地域で安心して暮らしていただけるよう、一緒に考え、地域とつなぐお手伝いをしています。

また、医療的ケアを必要とするお子さんとそのご家族に様々な情報提供を行っています。

2. 手帳について

障がいがあることを証する手帳には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。取得することで様々な手当や福祉サービスを受けられる場合があります。
※各手帳は市への申請後、都道府県の機関が診断書等による判定を行い、発行されます。申請を受理しても、交付要件に該当しないと判定され、交付されない場合があります。

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に一定以上の永続的な障がいがあることを証明するもので、障がいの程度に応じて1級から6級までの等級があります。

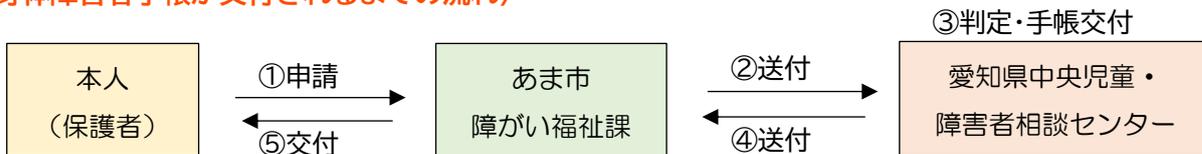
〈身体障がいの区分〉

- 視覚
- 聴覚・平衡機能
- 音声・言語・そしゃく機能
- 肢体不自由
- 心臓
- 腎臓
- 呼吸器
- ぼうこう・直腸
- 小腸
- 免疫
- 肝臓

〈身体障害者手帳の交付に必要な書類〉

- 医師の診断書：所定の様式に指定医（都道府県知事等から身体障害者手帳用診断書作成の指定を受けた医師）が記載したもの。発行日から3か月以内
- 本人の顔写真：縦4cm×横3cm。脱帽で顔がはっきり分かり、1年以内に撮影したもの
- 個人番号（マイナンバー）を証明する書類

〈身体障害者手帳が交付されるまでの流れ〉



〈その他〉

- 手帳の取得要件に該当するかどうかは、指定医にご確認ください。
- 申請から交付までには2～3か月程度かかります。

② 療育手帳

療育手帳は、知的障がいがあることを証明するものです。手帳の名称・内容等は自治体によって異なりますが、愛知県（名古屋市を除く。）では障がいの程度によりA（重度）、B（中度）、C（軽度）の3段階に判定されます。

〈療育手帳の交付を受けられる方〉

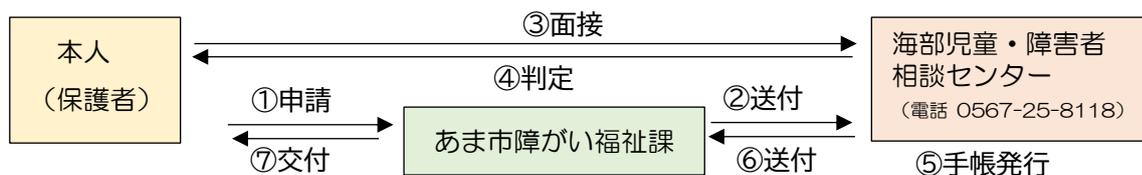
以下の3点を満たした方に交付されます。

- おおむね18歳以前に知的機能障がい認められ、それが継続している。
- 標準化された知能検査によって測定された結果、知能指数（IQ）が75以下である。
- 日常生活に支障が生じているため、医療・福祉・教育・職業等の面で特別な援助を必要とする状態にある。

〈療育手帳の交付に必要な書類（18歳未満の場合）〉

- 本人の顔写真：縦4cm×横3cm。脱帽で顔がはっきり分かり、1年以内に撮影したもの
- 個人番号（マイナンバー）を証明する書類

〈療育手帳が交付されるまでの流れ(18歳未満の場合)〉



〈その他〉

- 面接の予約につきましては、海部児童・障害者相談センターにお問い合わせください。
- 18歳以上で新規申請をされる場合は、障がい福祉課までお問い合わせください。
(18歳以降の時点で精神疾患や脳血管障害等によって知的障がいとなった場合は対象となりません。)
- 申請から交付までには2～3か月程度かかります。

③ **精神障害者保健福祉手帳**

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態にあることを証明するもので、症状やどの程度生活に支障をきたすかに応じて1級から3級までの等級があります。

〈精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる方〉

何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されます。

〈対象となる疾患〉

全ての精神疾患が対象となり、次のようなものが含まれます。

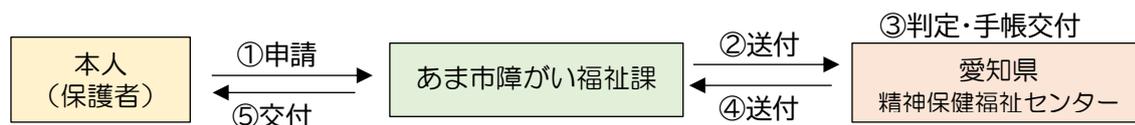
- 統合失調症 ●うつ病、そううつ病等の気分障害 ●認知症 ●てんかん
- 薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症 ●高次脳機能障害
- 発達障がい(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等)
- その他の精神疾患(ストレス関連障害等)

〈精神障害者保健福祉手帳の交付に必要な書類〉

- 医師の診断書: 所定の様式に医師が記載したもの。発行日から3か月以内
- 本人の顔写真: 縦4cm×横3cm。脱帽で顔がはっきり分かり、1年以内に撮影したもの
(手帳に貼付を希望しない場合は不要。ただし、写真の貼付がない場合、手帳1点では身分証明書とならない場合があります。)
- 個人番号(マイナンバー)を証明する書類

※障害年金(精神障がいによるものに限る。)を受給している場合、医師の診断書に代えて、①年金証書及び②直近の障害年金の支払通知 又は 直近の障害年金の振込が記載されている通帳によって手続きができます。

〈精神障害者保健福祉手帳が交付されるまでの流れ〉



〈その他〉

- 手帳の認定を受けるためには、その精神疾患による初診日から6か月以上経過していることが必要になります。
- 手帳の有効期限は申請日から原則2年以内であり、有効期限の3か月前から更新可能です。
- 申請から交付までには2～3か月程度かかります。

てあて 3. 手当について

障がいのある人やその保護者に対して支給される手当で、手帳の等級や診断書の内容等に応じて、あま市、愛知県、国から支給されます。

なお、障害年金については、年金事務所又は市民生活部 保険医療課(電話 052-444-3168)までお問合せください。

※いずれの手当も口座振込による支払のため、支給申請には通帳やキャッシュカード等、振込先の口座が分かる書類が必要となります。(手当によって、別途診断書等も必要)

※心身障害者扶助料を除き、毎年8月頃に所得状況届(又は現況届)のご提出が必要となります。

※いずれの手当もご申請いただいた翌月分から対象となります。

① しんしんしょうがいしゃふじよりょう 心身障害者扶助料

心身障害者扶助料は、あま市在住の方で、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に、その等級に応じて、あま市から支給される手当です。

〈支給される金額〉

区分	月額
身体障害者手帳1～2級	4,500円
身体障害者手帳3級	3,500円
身体障害者手帳4級	3,000円
身体障害者手帳5～6級	2,000円
療育手帳A判定	4,500円
療育手帳B判定	3,500円
療育手帳C判定	2,000円
身体障害者手帳1～2級の方でかつ療育手帳A判定	7,500円
精神障害者保健福祉手帳1級	4,000円
精神障害者保健福祉手帳2級	3,000円
精神障害者保健福祉手帳3級	2,000円

※複数の手帳をお持ちの方は、いずれか高い月額で支払われます。

〈支給日〉

●9月25日(4月～9月分) ●翌年3月25日(10月～翌年3月分)

※支給日が金融機関の営業日でない場合はその直後の営業日が支給日になります。

〈支給対象者の制限〉

施設への入所や介護保険による入院をした場合、支給対象外となるため、速やかに市への届出が必要になります。その際には、入所した日がわかる書類をお持ちください。届出が遅れたこと等により、超過して支払われた手当はご返納いただくこととなりますのでご注意ください。

※退所等された場合は、退所等を証する書類をお持ち頂き、再度支給申請の手続きを行ってください。

《支給対象外となる施設の例》

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設、介護医療院、障害者支援施設、乳児院、児童養護施設、指定発達支援医療機関、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、療養介護を行う施設、女性自立支援施設、救護施設、更生施設

※退所等された場合は、退所等を証する書類をお持ち頂き、再度支給申請の手続きを行ってください。

② ざいたくじゅうどししょうがいしゃてあて 在宅重度障害者手当

在宅重度障害者手当は、在宅の重度障がいのある人に対し、その障がいゆえに生じる特別な負担の軽減を図るため、愛知県から支給される手当です。

〈支給される金額〉

区分	要件	令和6年度 月額
1種	●身体障害者手帳1～2級かつ知的障害IQ35以下の方	15,500円
2種	●身体障害者手帳1～2級又は知的障害IQ35以下の方 ●身体障害者手帳3級かつ知的障害IQ50以下の方 ※65歳以上で新たに手帳を取得された方は除きます。	6,750円

〈支給日〉

●8月25日(4月～7月分) ●12月25日(8月～11月分) ●翌年4月25日(12月～翌年3月分)
※支給日が金融機関の営業日でない場合はその直前の営業日が支給日になります。

〈支給対象者の制限〉

- ①施設に入所した方は、支給対象外となります。
《支給対象外となる施設の例》 ※心身障害者扶助料と同じ
- ②病院等に継続して3か月を超えて入院している方は、支給対象外となります。
※資格喪失の届出が遅れたことにより超過して支払われた手当は、ご返納いただくこととなります。
※退所等された場合は、退所等を証する書類をお持ち頂き、再度支給申請の手続きを行ってください。

〈併給制限〉

次の手当と併せて受給することはできません。
●特別障害者手当 ●障害児福祉手当 ●経過的福祉手当

〈所得制限〉

次の所得額を超過する方は、支給されません。
●本人 3,604,000円(給与収入額:5,600,000円程度)
●配偶者及び扶養義務者 6,287,000円(給与収入額:8,700,000円程度)

③ とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当

20歳以上の方で、心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に対して、精神的・物質的な負担の軽減のため支給される国の手当です。

〈対象者の目安〉

- 身体障害者手帳1～2級程度の障がいがある方
- 身体障害者手帳1～2級程度の障がいがある方で、IQ20以下又は常時介護が必要な精神障がいがある方
- 身体障害者手帳1～2級程度の障がいがある方又はIQ20以下もしくは常時介護が必要な精神障がいがある方で、他に身体障害者手帳3級相当の障がいがある方
- 身体障害者手帳1～2級程度の障がいがある方又はIQ20以下もしくはこれと同程度の障がい又は病状がある方で、日常生活においてほぼ全面的な介護が必要な方

〈判定〉

判定は、原則として特別障害者手当用の診断書で行います。
手帳等で障がいの状態が確認できなければ診断書が必要となります。なお、状態によって診断書が複数必要となる場合があり、また、診断書の内容によって該当しない場合もあります。

〈支給される金額〉

区分	加算要件	令和6年度 月額
国制度分	—	28,840 円
県制度分 (国制度分に 加算して支給)	身体障害者手帳1～2級かつ療育手帳A判定(IQ35以下)	6,850 円
	身体障害者手帳1～2級又は療育手帳A判定(IQ35以下)	1,050 円

〈支給日〉

- 2月10日(11月～1月分) ●5月10日(2月～4月分)
 - 8月10日(5月～7月分) ●11月10日(8月～10月分)
- ※支給日が金融機関の営業日でない場合、その直前の営業日が支給日になります。

〈支給対象者の制限〉

①施設に入所した方は、支給対象外となります。

《手当が支給されない施設の例》

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設、更生施設、国立保養所

②病院等に継続して3か月を超えて入院している方は、対象外となります。

《対象施設の例》

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院

※資格喪失の届出が遅れたことにより超過して支払われた手当は、ご返納いただくことになります。

※退所等された場合は、退所等を証する書類をお持ち頂き、再度支給申請の手続きを行ってください。

〈併給制限〉 在宅重度障害者手当と併せて受給することはできません。

〈所得制限〉 本人及び配偶者・扶養義務者の所得によっては受給できない場合があります。

④ しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当

20歳未満の方で、心身に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする方に対して、精神的・物質的な負担の軽減のため支給される国の手当です。

〈対象者〉

- 身体障害者手帳1級(2級の一部を含む)程度の障がいをお持ちの方
- IQ20以下の方
- 上記と同程度の障がい又は病状で、常時介護が必要な方

〈判定〉

判定は、原則として障害児福祉手当用の診断書で行います。

手帳等で障がいの状態が確認できなければ診断書が必要となります。なお、診断書の内容によって該当しない場合もあります。

〈支給される金額〉

区分	加算要件	令和6年度 月額
国制度分	—	15,690 円
県制度分 (国制度分に 加算して支給)	身体障害者手帳1～2級かつ療育手帳A判定(IQ35以下)	6,900 円
	身体障害者手帳1～2級又は療育手帳A判定(IQ35以下)	1,150 円

〈支給日〉

- 2月10日(11月～1月分) ●5月10日(2月～4月分)
 - 8月10日(5月～7月分) ●11月10日(8月～10月分)
- ※支給日が金融機関の営業日でない場合、その直前の営業日が支給日になります。

〈支給対象者の制限〉

①施設に入所した方は、支給対象外となります。

《手当が支給されない施設の例》

障害者支援施設、療養介護を行う病院、指定発達支援医療機関、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、救護施設、更生施設、国立保養所

※資格喪失の届出が遅れたことにより超過して支払われた手当は、ご返納いただくことになります。

※退所等された場合は、退所等を証する書類をお持ち頂き、再度支給申請手続きを行ってください。

②障がいを理由とする公的年金を受けている方は、支給対象外となります。

〈併給制限〉 在宅重度障害者手当と併せて受給することはできません。

〈所得制限〉 本人及び配偶者・扶養義務者の所得によっては受給できない場合があります。

⑤ **特別児童扶養手当**

とくべつじどうふようてあて

20歳未満の児童で、身体・知的・精神に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童を家庭で監護、養育している父母や養育者に支給される国の手当です。

〈支給される金額〉

令和6年度

区分	月額
<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1～2級程度の障がい又は療育手帳A(IQ35以下)をお持ちの方 ●上記と同程度の障がい又は病状のある方 	55,350円
<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳3級(4級の一部を含む。)程度又は療育手帳B(IQ50以下)程度の方 ●上記と同程度の障がい又は病状をお持ちの方 	36,860円

〈判定〉

判定は原則として特別児童扶養手当用診断書で行います。

※以下の場合には診断書の提出が省略できます。

○身体障害者手帳所持者

手帳の交付日(又は再認定日)が認定請求年月から起算して1年以内であり、かつ手帳の障がい名及び等級から手当の障がいに該当することが明らかなきとき。

○療育手帳所持者

療育手帳の障がいの程度がA(愛護手帳の場合は1・2度)判定であり、手帳の次回判定年月が認定請求年月から起算して3か月以上あるとき。

〈支給日〉

●4月11日(12月～3月分) ●8月11日(4月～7月分) ●11月11日(8月～11月分)

※支給日が金融機関の営業日でない場合、その直前の営業日が支給日になります。

〈支給対象者の制限〉

以下の場合には、手当の支給対象外となります。

●対象児童が施設に入所(母子入所を除く。)した場合。

《手当が支給されない施設の例》

障害者支援施設、療養介護を行う病院、指定発達支援医療機関、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、救護施設、更生施設

●対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき。

●受給資格者(父母・養育者)又は対象児童が日本に住んでいないとき。

※資格喪失の届出が遅れたことにより超過して支払われた手当は、ご返納いただくことになります。

※再度支給対象となる場合は、そのことを証する書類をお持ち頂き、支給手続きを行ってください。

〈所得制限〉

父母・養育者及びその配偶者・扶養義務者の所得によっては受給できない場合があります。

4. 医療費助成について

障がいのある人が、ケガや病気により医療機関を受診した場合、障がいの状況に応じて、自己負担額の一部又は全部を助成する制度があります。

① 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

対象と認められた疾患の治療で、保険適用のものに限り、一部を助成する制度です。

〈制度の概要〉

費用負担 医療機関の窓口にて、対象となる治療にかかる医療費の1割分を、以下の自己負担額の範囲内でお支払いいただきます。

自己負担額(1か月あたり)

世帯の区分	収入・所得の要件	自己負担額
生活保護受給世帯に属する方	—	0円
市町村民税非課税世帯に属する方	申請者の年間収入が80万円以下	2,500円
	申請者の年間収入が80万円を超える	5,000円
市町村民税課税世帯に属する方 (重度かつ継続の場合のみ該当)	市町村民税所得割が3万3千円未満	5,000円
	市町村民税所得割が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円
	市町村民税所得割が23万5千円以上	20,000円

新規申請手続き 各制度の必要書類をお持ち頂き、障がい福祉課窓口にて申請を行ってください。事前申請の制度ですので、治療の予定が決まりましたら、できるだけ早く申請してください。

有効期間及び更新手続き 対象者に交付される受給者証の有効期間は原則として1年(申請日～申請日から1年経過する前の月の末日)であり、有効期限の3か月前から更新が可能となります。有効期限を過ぎた場合は新規申請となり、申請日より前の医療には適用されません。

医療機関 都道府県知事等から指定を受けた自立支援医療機関にて利用することができます。

〈更生医療〉

身体障害者手帳の交付を受けた方が、障がいを除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を受けるときに要する医療費の一部を助成します。

対象者 あま市に居住し、身体障害者手帳を所持する18歳以上の方で以下の疾患の方

- ①視覚障がい ②聴覚・平衡機能障がい ③音声・言語・そしゃく機能障がい
④肢体不自由 ⑤心臓機能障がい ⑥腎臓機能障がい ⑦小腸機能障がい
⑧肝臓機能障がい ⑨ヒト免疫ウイルス不全による免疫機能障がい

※対象となる医療は、身体障害者手帳に記載された障がいに対するものに限りま。

必要書類

- 自立支援医療(更生医療)要否判定意見書 健康保険証(※1)
 個人番号(マイナンバー)を証明する書類
 特定疾病療養受療証(人工透析治療及び抗ウイルス剤の投与の治療を受けている方のみ)

〈育成医療〉

身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童が、手術等の治療によって障がいを除去・軽減する効果が期待できる場合、その方が治療を受けるときに要する医療費の一部を助成します。

対象者 保護者があま市に居住する18歳未満の児童で以下の疾患の方

- ①視覚障がい ②聴覚・平衡機能障がい ③音声・言語・そしゃく機能障がい ④肢体不自由
⑤心臓機能障がい ⑥腎臓機能障がい ⑦小腸機能障がい ⑧肝臓機能障がい
⑨ヒト免疫ウイルス不全による免疫機能障がい ⑩その他先天性内臓機能障がい

必要書類

- 自立支援医療(育成医療)意見書 健康保険証(※1)
- 個人番号(マイナンバー)を証明する書類
- 高額療養費振込通知書(「重度かつ継続」に該当する方のみ)
- 補装具見積書(補装具を作成予定の方のみ)

〈精神通院医療〉

精神疾患により、外来への通院、投薬、訪問看護等の治療を受ける場合に要する医療費の一部を助成します。

対象者 以下の精神疾患により、通院による治療を続ける必要がある程度の状態の方

《対象となる精神疾患》全ての精神疾患が対象となり、次のようなものが含まれます。

- 統合失調症 ●うつ病、そううつ病等の気分障害 ●不安障害 ●知的障害
- 薬物等の精神作用物質による急性中毒又はその依存症 ●てんかん ●認知症

《対象とならない医療》

- 入院による治療
- 病院や診療所以外でのカウンセリング等、保険適用外の治療、投薬等
- 精神疾患以外の疾患に係る医療費(例:風邪で受診した内科の医療費、ケガによる外科の医療費等)

必要書類

- 自立支援医療(精神通院)診断書 ※精神障害者保健福祉手帳用診断書と併用できる場合があります。
- 健康保険証(※1) 個人番号(マイナンバー)を証明する書類

※1 紙の保険証が廃止された後の取扱いについては発行時点で未定のため、窓口にてご確認ください。

② **福祉医療 (障害者医療・精神障害者医療・後期高齢者福祉医療)**

医療機関等で受診した際、医療費(保険適用分)の自己負担額を全額助成する制度で、子ども医療、母子・父子家庭医療、障害者医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療があります(ここでは障害者医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療についてのみ紹介しています。)

詳細につきましては市民生活部 保険医療課(電話 052-444-3168)までお問い合わせください。

〈障害者医療〉

身体障害者手帳・療育手帳所持者等で以下のいずれかの条件に該当する方が対象となり、入院・通院とも全ての疾病又は負傷について全額助成されます。

- 身体障害者手帳 ・1～3級(65歳未満) ・腎機能障害4級 ・進行性筋委縮症(4～6級)
- 療育手帳 ・A判定(65歳未満) ・B判定
- 自閉症状群(アスペルガー症候群・高機能自閉症を含む。)

〈精神障害者医療〉

精神障害者保健福祉手帳を所持している方が対象となり、以下の通り助成されます。

- 1～2級(65歳未満):入院・通院とも全ての疾病又は負傷について全額助成されます。
- 3級:入院は精神病床への入院について全額助成、通院は自立支援医療を適用した精神疾患について全額助成されます。

〈後期高齢者福祉医療〉

後期高齢者医療被保険者のうち、以下の条件に該当する方が対象となり、入院・通院とも全ての疾病又は負傷について全額助成されます。

- 障害者医療の要件を満たす方
- 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方
- 寝たきり・認知症の状態(要介護4又は5)で生活上の介護を3か月以上継続して受けている市町村民税非課税世帯の方
- 都道府県知事により入院措置された精神障がい者

ほ ぞうく にちじょうせいかつようぐとう
5. 補装具・日常生活用具等について

車椅子や義足等の障がい者の身体機能の補完や、自力での日常生活を送ることができるようにするための福祉用具の中には、購入、修理に要する費用の一部が補助されるものがあります。用具によって支給の要件が異なり、いずれも購入・借受け・修理の前に申請が必要となります。

ほ ぞうく
① 補装具

身体障がい児・者及び難病をお持ちの方に対して、職業上その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、使用する補装具の購入、借受け、修理に係る費用の助成を行うものです。

〈補装具の種類〉

- 義手 ●義足 ●装具 ●座位保持装置 ●車椅子 ●電動車椅子 ●歩行器
- 視覚障害者安全つえ ●歩行補助つえ ●眼鏡 ●義眼 ●補聴器
- 重度障害者用意思伝達装置 ●人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)

※下線のものについては、介護保険サービスで適切な支援が受けられる場合は、介護保険サービスが優先となります。(以下は18歳未満の方のみ対象となるもの)

- 座位保持椅子 ●起立保持具 ●排便補助具 ●頭部保持具

〈自己負担額〉 ※補装具の種類・品目によっても基準額(補助上限額)が設定されています。

生活保護世帯又は非課税世帯に属する方	自己負担なし
課税世帯に属する方(下記を除く。)	1割負担(上限月額 37,200 円)
市町村民税所得割が46万円以上の方がいる世帯に属する方	非該当(10割負担)

〈新規購入の場合の必要書類〉

- 希望する補装具の見積書(あま市に登録のある業者が作成したもの)
 その他、以下のものが必要になる場合があります。
- 補装具のカタログ 医師の意見書

〈手続き〉

必要書類をお持ち頂き、事前に申請してください。なお、申請時に職員が聞き取りを行います(支給決定より前に購入・借受け・修理された補装具については、助成できません。)

〈その他〉

- 申請から支給決定までは通常1か月程度かかります。また、補装具の種類等によっては愛知県更生相談所での判定が必要となり、2か月程度かかる場合があります。
- 治療上必要なもので病気の回復又は改善することを目的としている装具は「治療用装具」となりますのでこの制度の対象となりません。
- 補装具はあま市に登録のある業者からのみ購入が可能です。登録の有無につきましては、障がい福祉課にお問合せください。

にちじょうせいかつようぐ
② 日常生活用具

在宅の重度障がい児・者及び難病をお持ちの方が、自力での日常生活を送ることができるよう、生活用具に係る費用の助成を行うものです。

〈日常生活用具の種類〉

障がいの種別・等級によって以下の用具の給付を受けることができます。

※下線のものについては、介護保険サービスで適切な支援が受けられる場合は、介護保険サービスが優先となります。

下肢・体幹	便器、訓練いす、 <u>特殊マット</u> 、訓練用ベッド、特殊寝台、火災警報器、自動消火器、特殊尿器、入浴担架、入浴補助用具、体位変換器、移動・移乗支援用具、収尿器、歩行補助つえ(T字・棒状)、 <u>移動用リフト</u> 、頭部保護帽、住宅改修費
-------	---

肢体・言語	火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助用具
上肢	特殊便器、火災警報器、自動消火器、情報・通信支援用具
視覚	視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、点字タイプライター、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、点字図書、視覚障がい者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、盲人用時計、盲人用体重計、盲人用体温計(音声式)、視覚障がい者用音声 IC タグレコーダー
聴覚	聴覚障がい者用屋内信号装置、火災警報器、自動消火器、聴覚障がい者用通信装置、点字ディスプレイ、聴覚障がい者用情報受信装置、人工内耳スピーチプロセッサ、人工内耳用電池、人工内耳用充電機、人工内耳用充電器
腎臓	透析液加温器
呼吸器	ネブライザー、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
音声	人工喉頭、携帯用会話補助装置
膀胱・直腸	ストーマ装具
排便、排尿	紙おむつ等(紙おむつ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、洗腸装具)
在宅酸素療法を行う者	酸素ボンベ運搬車(身体障がい者のみ)、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
知的障がい児・者	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器

〈自己負担〉 ※用具の種類・品目によっても基準額(補助上限額)が設定されています。

生活保護世帯及び非課税世帯に属する方	自己負担なし
課税世帯に属する方	1割負担

〈必要書類〉

- 希望する用具の見積書(業者が作成)
- その他、以下のものが必要になる場合があります。
- 用具のカタログ 医師の意見書

〈手続き〉

必要書類をお持ち頂き、**事前に**申請してください。なお、ストーマ装具及び紙おむつ等については、必ず見積書に記載された初月の15日までに申請してください。また、申請から決定までに10~15日程度かかります(決定より前に購入された用具については、助成できません。)

③ **軽度・中等度難聴児補聴器**

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために補聴器の購入又は修理にかかる費用の一部の助成を行います。

〈対象者〉

以下のすべてに当てはまる方が対象となります。

- 市内に住所を有する18歳未満の方
- 聴力レベルが30デシベル以上の方で身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- 医師意見書により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が認められる方
- 対象児童の属する世帯に市町村民税所得割46万円以上の者がいないこと

〈補助金額〉

補聴器購入(修理)費(基準額の範囲内)の3分の2にあたる金額(千円未満切捨て)を助成します。

〈手続き〉

申請手続きや必要書類等、詳細につきましては障がい福祉課までお問い合わせください。

必要書類をお持ちいただき、**事前**にご相談ください(決定より前に購入又は修理された補聴器については、助成できません。)

※65歳以上で難聴にお悩みの方は高齢者補聴器購入費助成事業の対象となる場合があります。詳細につきましては、福祉部 高齢福祉課(電話 052-444-3141)までお問合せください。

6. 福祉サービスについて

障がいのある人が日々の生活で必要とする支援を、福祉サービスとして事業者が提供します。サービスの内容や対象者によって、障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業に分類されます。

① 障害福祉サービス・障害児通所支援

障がいのある人が日常生活・社会生活を営む上で必要となる支援を提供します。

〈対象者〉

市内に居住している、以下のいずれかに該当する方がご利用いただけます。
(介護保険サービスで適切な支援が受けられる場合は、介護保険サービスが優先となります。)

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- ②自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている方
- ③障害者総合支援法における指定難病の診断を受けている方
- ④精神障がい(国際疾病分類ICD-10コードに記載されている障がい)の診断がある方
- ⑤医師の診断により、発達障がい等のため支援が必要と認められた児童

〈利用者負担〉

原則として、利用にかかる費用の一割を自己負担していただきます。ただし、利用される方の属する世帯の所得区分に応じて、以下の利用者負担上限額があります。

なお、食費や光熱水費、日用品等は基本的に実費負担となります。
利用者負担上限額(1か月あたり)

所得区分	要件	上限額	
生活保護	生活保護を受けている方	0円	
低所得	市町村民税が非課税の方	0円	
一般1	①居宅で生活	所得割が16万円未満の18歳以上の方	9,300円
	②市町村民税課税世帯	所得割が28万円未満の18歳未満の方	4,600円
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1に該当しない方	37,200円	

※施設入所者(20歳以上)及びグループホーム居住者等で所得割16万円未満の課税世帯者は一般2となります。

〈サービス等利用計画〉

サービスを利用する際には、どのサービスをどのような目的でどれだけ利用するかを示したサービス等利用計画が必要となります。

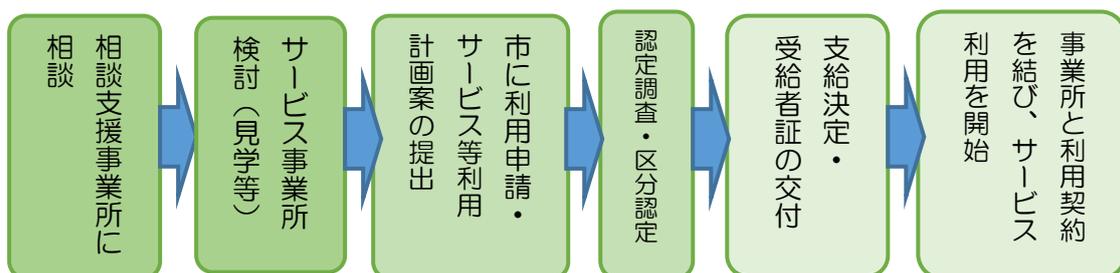
原則として、相談支援専門員に作成してもらう必要がありますので、申請をする前に計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所にご相談ください。

なお、相談支援専門員にサービス等利用計画を作成してもらうにあたり、費用はかかりません。

〈認定調査・障害支援区分〉

障害福祉サービスを利用するには、その必要性を判断するために調査員による認定調査を受ける必要があります。また、サービスの種類によっては、どの程度の支援が必要かを判断するために、障害支援区分(6段階)の認定を受ける必要があります。認定調査の結果判定には1か月程度、障害支援区分の判定には2~3か月程度かかります。

〈サービス利用までの一般的な流れ〉



〈障害福祉サービスの種類〉

障害福祉サービスは、サービス内容によって、主に利用者の自宅等で提供される訪問系サービス、日中に事業所へ通所して支援を受ける日中活動系サービス、住居の提供を受ける居住系サービス、相談員による相談を受ける相談支援サービスに分類されます。

☆のサービスには障害支援区分が必要(又は支援内容によっては必要)となります。

サービス名	内容	対象
訪問系サービス		
居宅介護 (ホームヘルプ) ☆	ヘルパーが自宅を訪問し、食事・排せつ・入浴などの身体介助、掃除・洗濯などの家事援助又は通院の介助等を行います。	者・児
同行援護 ☆	視覚障がいにより、ひとりでの移動が難しい人に、外出するときに同行して移動の支援や外出先での代筆・代読等を行います。	者・児
行動援護 ☆	知的・精神障がいにより行動に著しい困難が生じる人に対して、危険の回避に必要な支援や外出時の移動支援を行います。	者・児
日中活動系サービス		
生活介護 ☆	常に介護を必要とする人を対象として、施設での食事・排せつ・入浴などの介助を行い、創作的活動・生産活動の機会を提供します。	者
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を送るのに必要な機能・能力の維持・向上させるための訓練を、一定期間行います。 (機能訓練:身体機能 生活訓練:生活能力)	者
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等を、一定期間行います。	者
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な障がいのある人を対象に、働く場を提供し、必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行います。 (A型:雇用契約を結ぶ(65歳未満) B型:雇用契約を結ばない)	者
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労をした人に、相談を通じて、企業や関係機関等との連絡調整等、必要となる支援を行います。	者
短期入所 (福祉型・医療型) ☆	居宅における介護者が病気になった時や、休息が必要になった時に、障がいのある人に施設等に宿泊してもらい、食事・排せつ・入浴などの支援を行います。 (福祉型:施設で行う。医療型:病院や診療所で行う。)	者・児
居住系サービス		
共同生活援助 (グループホーム) ☆	共同生活を営む住居で、相談やその他の日常生活の援助を行い、必要な人には食事・排せつ・入浴などの支援を行います。	者
施設入所支援 ☆	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に対して、食事・排せつ・入浴などの支援を行います。	者
相談支援サービス		
計画相談支援	相談を通じて、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成し、自立した生活を送る助言・支援を行います。	者

〈障害児通所支援の種類〉

障害児通所支援は、障がいのある児童や発達に心配のある児童が事業所への通所等により、訓練や指導等の療育支援を受けるサービスです。

サービス名	内容	対象
児童発達支援	未就学の児童に、日常生活に必要な知識や動作の習得のための指導をしたり、集団生活に必要な適応訓練を行います。	児
放課後等デイサービス	就学している児童に、放課後(又は夏休み等の長期休暇中)に、生活能力向上のための訓練等を行います。	児
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行い、また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。	児
障害児相談支援	児童や保護者との相談を通じて、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する支援を行います。	児

※紙面の都合上、法に規定されているサービスの全てを記載しておりません。

※対象欄の「者」は18歳以上の方、「児」は18歳未満の方を表します。

ちいきせいかつしえんじぎょう
② 地域生活支援事業

障害福祉サービス・障害児通所支援以外に市町村が地域の実情に応じて、障がいのある人が日常生活・社会生活を営む上で必要となる支援を提供するサービスです。

〈対象者〉

原則として市内に居住している在宅の方で、以下のいずれかに該当する方がご利用いただけます。
(ただし、介護保険サービスで適切な支援が受けられる場合は、介護保険サービスが優先となります。)

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- ②自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている方
- ③障害者総合支援法における指定難病の診断を受けている方

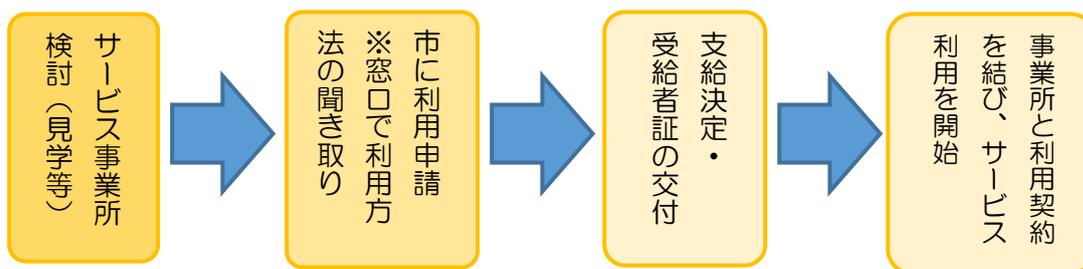
〈利用者負担〉

- 原則として、市で定める利用料の一割を負担していただきます。ただし、生活保護受給者及び市町村民税非課税世帯に属する方は0円となります。
- 利用するサービスの内容によっては、利用料以外に別途利用者負担が必要となる場合があります。詳細につきましては、利用事業所にお問い合わせください。

〈利用にあたって〉

- サービスを利用するためには、事前に申請手続きを行い、地域生活支援事業受給者証の取得が必要です。
- サービスそれぞれに利用上限日数(時間、回数)があり、生活状況や他の福祉サービスの利用状況によっては希望される利用方法に沿えない場合があります。
- 申請手続きの際、希望される利用方法(〇〇のために使いたい、週に〇回通いたい等)を聞き取りさせていただきます。
- あま市に登録をしていない事業所は利用できません(地域生活支援事業の登録は、市町村に対して事業者から申請をする必要があります。)

〈利用までの一般的な流れ〉 ※申請から支給までに2週間程度かかります。



あま市では以下のサービスが実施されています。

〈日中一時支援〉

日中活動系サービスのひとつで、事業所において障がい者(児)に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うとともに、障がい者(児)の家族に対する就労支援及び介護負担軽減を目的としたサービスです。

※介護保険サービスで適切な支援が受けられる場合は、介護保険サービスが優先となります。
※他の日中活動系サービス(生活介護、就労継続支援、就労移行支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター)との併給及び同日利用はできません。

〈地域活動支援センター〉

日中活動系サービスのひとつで、障がいのある人に対して、地域における自立の促進と社会参加のため、通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進する支援を行います。

※介護保険給付対象者は対象外です。

※他の日中活動系サービス(生活介護、就労継続支援、就労移行支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援)との併給及び同日利用はできません。

〈移動支援〉

訪問系サービスのひとつで、屋外での外出が困難な障がい者(児)にヘルパー等を派遣し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。障がいによって単独での移動が困難な方が対象となります。

【対象となる外出範囲の例】 ※1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

事由	外出内容
社会生活上外出が必要不可欠と認められるもの	① 金融機関での金銭の出し入れ等の外出 ② 日常生活上必要な買い物 ③ 自治会や子供会の行事、学校行事への参加に伴う外出 ④ 通勤・通学の経路や手段の確認のための外出 ⑤ 冠婚葬祭への出席、墓参り、お見舞い ⑥ その他上記に準ずる外出
余暇活動等社会参加のための外出	① 図書館、美術館、映画館、遊園地等の余暇文化活動 ② 理美容、散歩等への付き添い ③ その他上記に準ずる外出

【対象とならない外出範囲の例】

事由	外出内容
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動
公費で負担することが社会通念上適当ではない外出	飲酒、ギャンブル、政治活動、宗教活動
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、習い事の送迎
合理性を著しく欠く外出	近隣で済む用件を遠隔地で行う 等

※障害福祉サービスにおいて同様の支援内容である通院等介助(居宅介護)、同行援護、行動援護や介護保険制度で適切な支援が受けられる場合にはその利用が優先となり、併給はできません。

※交通費、施設の入場料等はヘルパーの分も含め、利用者による負担となります。

〈訪問入浴サービス〉

訪問系サービスのひとつで、障がい等により居宅での入浴が困難な在宅の重度障がい者(児)の方に対し、訪問により居宅において特殊な浴槽を利用した入浴サービスを提供します。

※介護保険サービスで適切な支援が受けられる場合は、介護保険サービスが優先となります。

※下肢、体幹又は内部機能障がいの程度が身体障害者手帳1級、2級又は3級として認定を受けており、家族等又はヘルパーの介助による入浴が困難、かつ障害福祉サービスにおける生活介護等の利用が困難な方が対象となります。

〈更生訓練費〉

障害福祉サービスの就労移行支援又は自立訓練を利用する方(生活保護受給者又は市町村民税非課税世帯に属する方に限る。)に、訓練又は通所のための経費を助成します。

区分	内容・支給額
訓練のための経費(月額)	訓練日数 月15日以上:2,100円 月15日未満:1,050円 ※文房具・参考書等を購入するための費用に限る。
通所のための経費(日額)	280円(実支出額がこれに満たない場合は、その額)

7. その他のサービスについて

障がいのある人が、条件を満たす場合、申請により以下のようなサービスを受けられる制度があります。

① 有料道路障害者割引

以下のいずれかの場合、有料道路の通常料金の半額が割引となります(営業用自動車は対象外)。

- 身体障害者手帳を所持する方が自ら自動車を運転する場合
- 身体障害者手帳(第1種)又は療育手帳(A判定)を所持する方が同乗され、その介護者が自動車を運転する場合

〈申請に必要なもの〉

【自動車を登録する場合(ETC利用なし)】

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 自動車検査証又は軽自動車届出済証(個人名義に限る。)※1・※2
- 運転免許証(身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額が2種の方のみ。)

【自動車を登録する場合(ETC利用あり)】

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 自動車検査証又は軽自動車届出済証(個人名義に限る。)※1・※2
- 運転免許証(身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額が2種の方のみ。)
- ご本人名義のETCカード(未成年の場合は親権者又は法定後見人名義のETCカードでも可)
- ETC車載器セットアップ申込書・証明書等(ETC車載器の管理番号が確認できるもの)

※1 割賦購入又は長期リースにより法人名義となっている場合は割賦契約書又はリース契約書(写しでも可)の提出が必要となります。

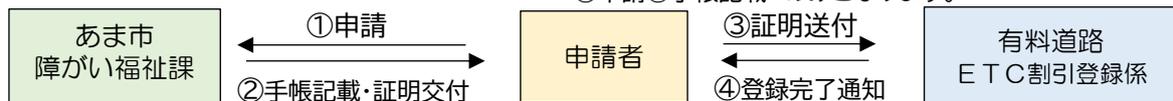
※2 電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」も必要です。

【自動車を登録しない場合(ETC利用不可)】

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 運転免許証(身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額が2種の方のみ。)

〈申請から割引を受けるまでの流れ〉

※自動車を登録しない場合又はETCを利用しない場合は、①申請②手帳記載のみとなります。



② NHK放送受信料免除

以下の条件を満たす場合、NHK放送受信料の全額又は半額が免除されます。

〈全額免除の適用条件〉

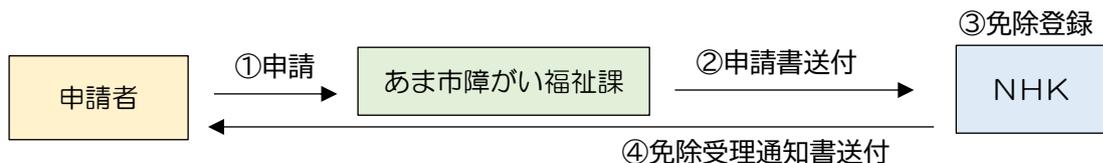
障害者手帳をお持ちの方の世帯構成員(ご本人及び同居別世帯も含む。)の全員が市町村民税非課税の場合

〈半額免除の適用条件〉

以下のいずれかに該当する方が世帯主かつ受信契約者の場合

- 視覚障がい又は聴覚障がいによる身体障害者手帳をお持ちの方
- 身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方
- 療育手帳A判定をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

〈申請から割引を受けるまでの流れ〉 ※①から④までは1～2か月程度かかります。



③ 自動車改造費助成・自動車運転免許取得費助成

〈自動車改造費助成〉

身体に障がいのある人が、就労等のため自動車を取得する場合、10万円を限度として、その自動車の改造に要する費用を助成します。

対象者 以下の条件をすべて満たす方

- 助成金の交付申請日から改造を行う日まで、あま市に居住している。
- 身体障害者手帳を取得している。
- 運転免許証を所持し、操向装置・駆動装置等の改造が条件づけられている。
- 改造する自動車は申請者の所有であり、就労・通院・通学のために自ら運転する。
- 前年(1～6月に申請の場合は前々年)の所得が所得制限内である。

申請時期

必ず改造前に申請が必要です。改造後の申請は受け付けることができません。

〈自動車運転免許取得費助成〉

身体に障がいのある人が、自動車学校・自動車教習所において技能習得し、第一種普通免許を取得した場合、10万円を限度として、その費用を助成します。

対象者 以下の条件をすべて満たす方

- 免許取得の日から助成金の交付申請日まで、あま市に居住している。
- 身体障害者手帳を取得している(視覚障がいのある人を除く。)
- 就労・通院・通学のために、自動車教習所で技能を習得し、免許を取得している。

申請時期

運転免許証取得後、6か月以内に申請が必要です。

④ 自動車税減免・軽自動車税減免

〈自動車税減免・軽自動車税減免〉

障害者手帳をお持ちの方が所有・使用される一定の自動車について、(軽)自動車税種別割及び(軽)自動車環境性能割の減免を受けられる場合があります。減免の対象となるかどうかは各実施機関にお問い合わせください。

軽自動車税種別割	総務部 税務課:電話 052-444-0509
自動車税種別割	西尾張県税事務所(自動車税グループ):電話 0586-45-3170
(軽)自動車環境性能割	名古屋東部県税事務所(自動車審査課):電話 052-953-7865

〈生計同一証明書〉

上記実施機関での減免手続きに生計同一証明書が必要とされた場合、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、障がい福祉課にて交付を受け付けております。精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は津島保健所健康支援課(電話 0567-26-4137)での申請となります。

注意事項

- ・生計同一とは、日常生活の資(金銭、物資等)を共通にしていることを言います。該当しない方には生計同一証明書は発行できません。
- ・申請から交付までに1週間程度かかります。
- ・証明書は、発行日から3か月のみ有効となります。



⑤ ^{しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど} 心身障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

〈制度の主な特色〉

- ① 加入者(掛金を支払う保護者)が死亡したとき、又は重度障がいになったとき、障がいのある人に1口あたり毎月2万円(2口加入の場合は4万円)の年金が生涯にわたり支給されます。
- ② 掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。また年金に対しては所得税・住民税・相続税・贈与税がかかりません。
- ③ 都道府県及び指定都市が条例に基づき実施している制度であり、(独)福祉医療機構が厚生労働省の監督の下、障がいのある人に年金を支給するための資金を運用しています。

〈注意事項〉

- 加入者の健康状態によっては加入できない場合があります。
- 加入時の年齢にもよりますが、加入者が高齢になっても掛金を支払い続けることができるのか、お考えいただく必要があります。
- 掛金を2か月支払わなかった場合は、強制的に脱退となる場合があります。

⑥ ^{いしそつうしえんじぎょう} 意思疎通支援事業

聴覚、音声機能、言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳や要約筆記等により、情報やコミュニケーションの支援を行います。

〈意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)の派遣〉

意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)を派遣し、情報やコミュニケーション支援を行います。

対象者

聴覚、音声機能、言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人

派遣対象

- 公共機関等における相談・手続き
- 医療機関等への受診
- 求職活動
- 教育
- 冠婚葬祭
- その他市長が必要と認める内容

申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、原則として利用日の1週間前までに、FAX 又はメールにてご提出ください。(Fax: 052-444-1074 メール: ishisotsu@city.ama.lg.jp)

⑦ ^{たかくしゆわりびき ゆうぐうせいど} その他各種割引・優遇制度

これまでに記載した以外にも、施設・サービス等によっては、各種の割引や優遇を受けられる場合があります。手帳の種類や等級、また介助者も対象となるか等、条件は事業によって異なりますので、詳細につきましては各施設又は事業者にご確認ください。

〈あま市巡回バス運賃の免除〉

毎週火・水・金曜日にあま市内を巡回する、あま市巡回バスの運賃(大人 200 円、小人 100 円)が、障がいのある人と介助者1名分免除されます。

お問合せ先 市長公室 企画政策課(電話 052-444-1712 Fax 052-444-0982)

〈その他、割引・優遇が受けられるサービスの例〉

- JR・名鉄・近鉄・市バス・航空等、公共交通機関の運賃割引
- タクシー運賃の割引
- 動物園・水族館・博物館・美術館等の入場料金の割引
- 体育館・公民館等の利用料金の割引
- 駐車場の割引・優先利用 等

8. 障がいのある人の権利擁護について

障がいのある人が自分らしく生活する権利を擁護することを理念として、様々な法律が定められております。これらの理念の実現のため、あま市では以下の取り組みを行っております。

① 障がいのある人への虐待等の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、あま市では障がい福祉課に障がい者虐待防止センターを設置し、障がいのある人への虐待に関する相談・通報を受け付けております。虐待を受けている、虐待を受けているのを目撃した、相談を受けた等どんなことでも結構ですので、障がい福祉課までご相談ください。

② 障がいを理由とする差別の解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」によって、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為（不当な差別的取扱い）は禁止されています。また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます（令和6年4月から行政機関に加え、事業者に対しても合理的配慮の提供が義務付けられます。）。

障がいがあることで不当な差別的取扱いを受けた、正当な理由なく合理的配慮の提供がされなかった等、困ったことがありましたら、障がい福祉課までご相談ください。

③ あま市権利擁護センター

あま市権利擁護センターでは認知症や知的障がい、精神障がいにより、判断能力が十分でない状態となり、自身で契約等の法律行為における意思決定が難しい方の暮らしや財産等の権利を守るため、成年後見制度の利用の促進を中心に相談支援を行っています。

〈主な業務〉

(1) 相談

成年後見制度を知りたい、利用を検討したい等、本人や家族・親族からの相談をお受けしています。ケアマネジャーや相談支援専門員等の支援者からの相談も積極的に受け付けます。

(2) 広報・啓発

成年後見制度への理解を深められるよう、制度に関する情報を発信しています。より広く制度を周知できるように、講演会や研修会等を開催し、普及啓発に努めています。

(3) 審判申立て支援

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に審判申立てをする必要があります。そこで、権利擁護センターでは、審判申立ての方法や必要書類等を案内し、手続きを支援しています。

(4) チーム支援

本人に成年後見人等が選任されたあと、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、本人を中心に支援するチームをつくり、支援者同士が連携できるよう支援しています。

〈窓口について〉

- 場 所：あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所1階 社会福祉課内
- 電 話：052-444-3135 ●Fax:052-444-1074
- 窓口開所日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く。)

しょう しゃしえんきょうぎかい
9. 障がい者支援協議会について

大治町と共同で運営するあま市・大治町障がい者支援協議会は、あま市及び大治町の障がいを持つ人や障がい福祉に関わりのある人々で構成され、「障がいのある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指す」ことを目標に、以下の各専門部会において様々な活動を行っております。

① 相談支援部会

地域の相談支援事業所等で構成され、相談支援専門員の育成・援助、地域の社会資源の課題検討など、地域の実情に応じた取組みを行います。

〈協議・活動内容〉

- 障がい福祉マップの発行・改訂
- 冊子「災害24時」の啓発活動
- 相談支援事業所交流会の開催
- 協議会・他部会との課題共有や検討



② こども支援部会

福祉・医療・教育等の各療育支援関係機関で構成され、障がいや発達障害のあるお子様とその保護者について、発達支援その他の支援に関する協議を行います。

〈協議・活動内容〉

- 支援困難事例等のケース検討
- 医療的ケア児支援に関する協議
- ライフステージ・サポートブックの普及・啓発
- 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所交流会の開催



③ 就労支援部会

就労継続支援・就労移行支援・生活介護事業所等で構成され、日中活動支援・就労支援に関する情報発信、支援の質の向上を目的とした活動を実施します。

〈協議・活動内容〉

- 障がいのある方への“はたらく”情報発信フェアの開催
- 就労支援事業所交流会の開催
- 特別支援学校との連携・見学



④ 生活支援部会

司法関係者・精神科医療機関・グループホーム・保健所等で構成され、地域の中で行われている日常生活支援の質の向上を目的とした活動及び権利擁護の普及啓発活動や、事例検討等を実施します。

〈協議・活動内容〉

- 権利擁護啓発ファイル及び合理的配慮リーフレットの啓発活動
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議
- グループホーム交流会の開催
- 事例検討



さくいん
索引

本冊子で記載している語句について、50音順に掲載箇所を表示しています。
※掲載箇所の見方:「P 2 上」と記載の場合→2 ページの上部あたりに掲載

こく語句	けいさいかしよ掲載箇所	こく語句	けいさいかしよ掲載箇所
あお どりいりょうりょういく 青い鳥医療療育センター	P 3 下	しょうがいしえんくぶん 障害支援区分	P14 下
いくせいりょう 育成医療	P10 下	しょうがいじぞうだんしえん 障害児相談支援	P15 下
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	P20 中	しょうがいじつうしよしえん 障害児通所支援	P14 上
いどうしえん 移動支援	P17 上	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	P 8 中
いりょうてき じしえん 医療的ケア児支援センター	P 3 下	しょうがいしゃいりょう 障害者医療	P11 下
えぬえいけい一ほうそうじゆしんりょうめんじよ NHK放送受信料免除	P18 下	しやう しやしえんきょうぎかい 障がい者支援協議会	P22 上
ぎやくたいどう ぼうし 虐待等の防止	P21 上	しょうがいふくし 障害福祉サービス	P14 上
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助(グループホーム)	P15 中	じりつしえんいりょう 自立支援医療	P10 上
きたくかいご 居宅介護(ホームヘルプ)	P15 上	しんしんしょうがいしゃふじりょう 心身障害者扶助料	P 6 中
けいかくぞうだんしえん 計画相談支援	P15 中	しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど 心身障害者扶養共済制度	P20 上
けいじどうしゃぜいげんめん 軽自動車税減免	P19 下	しんたいしやうがいしやてちやう 身体障害者手帳	P 4 上
けいど ちゅうどうどなんちやうしほちやうき 軽度・中等度難聴児補聴器	P13 下	せいかつかいご 生活介護	P15 中
けんりやうご 権利擁護センター	P21 下	せいかつしえんぶかい 生活支援部会	P22 下
こうきこうれいしやふくしりりょう 後期高齢者福祉医療	P11 下	せいけいどういつしやうめいしよ 生計同一証明書	P19 下
こうせいりりょう 更生医療	P10 中	せいしんしやうがいしやいりりょう 精神障害者医療	P11 下
こうせいくれんひ 更生訓練費	P17 下	せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう 精神障害者保健福祉手帳	P 5 中
こうどうえんご 行動援助	P15 上	せいしんつういんりりょう 精神通院医療	P11 上
しえんぶかい こども支援部会	P22 中	ぞうだんしえんぶかい 相談支援部会	P22 上
とうりやうけいかく サービス等利用計画	P14 中	たんきにゅうしよ(ふくしがた・いりりょうがた) 短期入所(福祉型・医療型)	P15 中
ざいたくじゅうどしやうがいしやてあて 在宅重度障害者手当	P 7 上	ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業	P16 上
さべつ かいしやう 差別の解消	P21 中	どうこうえんご 同行援助	P15 上
しせつにゅうしよしえん 施設入所支援	P15 中	とくべつじどうふやうてあて 特別児童扶養手当	P 9 中
じどうしゃうんてんめんきよしゆとくひじよせい 自動車運転免許取得費助成	P19 中	とくべつしやうがいしやてあて 特別障害者手当	P 7 下
じどうしゃかいぞうひじよせい 自動車改造費助成	P19 上	にちじやうせいかつやうぐ 日常生活用具	P12 下
じどうしゃぜいげんめん 自動車税減免	P19 下	にうちゅういちじしえん 日中一時支援	P16 下
じどうはつたつしえん 児童発達支援	P15 下	にんていちやうさ 認定調査	P14 下
じどうはつたつしえん 児童発達支援センター すてつあいる	P 3 中	ふくしりりょう 福祉医療	P11 中
しやかいふくしきょうぎかいしやうがいぞうだんしえんじぎょうしよ 社会福祉協議会 障害相談支援事業所	P 3 上	ほいくじやうほうもんしえん 保育所等訪問支援	P15 下
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	P15 中	ほうかごどう 放課後等デイサービス	P15 下
しゅうろうけいぞくしえん(えーがた、びーがた) 就労継続支援(A型、B型)	P15 中	ほうもんにゅうまきーびす 訪問入浴サービス	P17 下
しゅうろうしえんぶかい 就労支援部会	P22 中	ほそうぐ 補装具	P12 上
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	P15 中	ゆうりやうどうろしやうがいしやわりびき 有料道路障害者割引	P18 上
じゆんかい 巡回バス	P20 下	りりょういくてちやう 療育手帳	P 4 下

といあわ さきいちらん
問合せ先一覧

障がい福祉に関係する主要な問合せ先を掲載しています。

きかんめい 機関名		でんわばんごう 電話番号	ふあつくすばんごう Fax番号	しょざいち 所在地
あま市	ふくしが しょう 障害福祉課	052-485-5980	052-444-1074	あま市七宝町沖の島 深坪1番地
	ふくしが しゃかいふくしが 福祉部 社会福祉課 (権利擁護センター)	052-444-3135	052-444-1074	
	ふくしが こうれいふくしが 福祉部 高齢福祉課	052-444-3141	052-443-2571	
	こども けんこうぶ こども 福祉課	052-444-3173	052-443-2571	
	こども けんこうぶ ほいくか 子ども健康部 保育課	052-485-5988	052-443-2571	
	しみんせいかつが ほけんいりょうか 市民生活部 保険医療課	052-444-3168	052-443-3555	
	そうむぶ ぜいむか 総務部 税務課	052-444-0509	052-445-3856	
	しちょうこうしつ きかくせいさくか 市長公室 企画政策課	052-444-1712	052-444-0982	
	こども けんこうぶ 子ども健康部 けんこう 健康 すいしんか 推進課	じもくじほけん 甚目寺保健センター	052-443-0005	052-443-5461
	みわほけん 美和保健センター	052-443-3838	052-443-3839	あま市花正中之割2番地
	しっぽうほけん 七宝保健センター	052-441-5665	052-449-1037	あま市七宝町桂弥勒 28番地
あま市社会福祉協議会	しょうがいそうだんしえんじぎょうしょ 障害相談支援事業所	052-446-0612	052-443-3844	あま市花正中之割13番地 1
じどうはったつしえん 児童発達支援センター すてっぴあいる		070-8690-4000	052-414-5547	あま市中橋五反地9番地
あま市社会福祉協議会		052-443-4291	052-443-5461	あま市西今宿馬洗 46番地
あいちけんちゅうおうじどう しょうがいしゃそうだん 愛知県中央児童・障害者相談センター		052-961-7250	052-950-2355	名古屋市中区三の丸 2-6-1
あまじどう しょうがいしゃそうだん 海部児童・障害者相談センター		0567-25-8118	0567-24-2229	津島市西柳原町1-14
あいちけんせいしんほけんふくし 愛知県精神保健福祉センター		052-962-5377	052-962-5375	名古屋市中区三の丸3-2- 1 愛知県東大手庁舎8階
あいちけんあお とりいりょうりょういく 愛知県青い鳥医療療育センター		052-501-4079	052-501-4085	名古屋市西区中小田井 5-89
あいちけんつしまほけんじょ 愛知県津島保健所		0567-26-4137	0567-28-6891	津島市橋町4-50-2

※本冊子に記載されている内容は、発行時点で確定しているものであり、その後の制度改正等により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

令和6年3月
編集・発行
あま市福祉部障がい福祉課